

S 薬局賃金切り下げ事件・・・経営者頑迷で労働審判へ

薬剤師のOさんとYさんは、ともにS薬局に勤務していましたが、八尾店オープンに際し、転勤を命じられました。両名は住居を店の近くに移し、開店に備えました。会社はYさんには月額356500円、Oさんには時給2100円、31時間勤務の雇用契約を結んでいました。ところが、八尾店の売上げが予想を下回っていると、11月からYさんは2万円の引き下げ、Oさんには、時給250円の引き下げを通告し、11月から強行しました。さらにYさんには3万円の賃下げ、Oさんには他店勤務を強要するなど、やりたい放題です。二度にわたり団体交渉を行い、「転居までして八尾店の開店に協力した二人に対して、1ヶ月や、2ヶ月の売上げを見て、給料を下げるなど許せない」「労働契約というのは一度契約したら、労働者の合意なしに、不利益変更するのは違法」「こんなことが許されるならば、いわば羊頭苦肉が通用し、契約するときは高く、すぐ引き下げるなど無茶苦茶」と抗議しましたが、経営者は自分の言いたいことだけを主張し、他人の言葉には耳を傾けず、それならばと労働審判に持ち込むことになったものです。